

政令第百八十八号

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
内閣は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十五号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十条の四及び宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十五条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（港湾法施行令の一部改正）

第一条 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。
第十七条の十中「第五十五条の三の四第一項」を「第五十五条の三の五第一項」に改める。
第二十二條第一項第一号中「第五十五条の三の三、第五十五条の三の四」を「第五十五条の三の四、第五十五条の三の五」に改め、同条第二項中「第五十条の七第五項」の下に「第五十条の十六第八項（同条第九項において準用する場合を含む）、第五十条の二十二」を加える。
（宅地建物取引業法施行令の一部改正）
第二条 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第十三号中「及び第五十条の十三」を「、第四十五条の六、第五十条の十三及び第五十条の二十一」に改める。
（地方道路公社法施行令等の一部改正）
第三条 次に掲げる政令の規定中「第五十五条の三の四第四項」を「第五十五条の三の五第四項」に改める。

一 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）第十条第一項第三号
二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八條第一項第二号
三 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三十二條第一項第四号
四 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）第二十二條第一項第二号
（電気通信事業法施行令の一部改正）
第四条 電気通信事業法施行令（昭和六十年政令第七十五号）の一部を次のように改正する。
第九条第二項第六号中「第五十五条の三の四第二項」を「第五十五条の三の五第二項」に、「第五十五条の三の四第四項」を「第五十五条の三の五第四項」に改める。

附 則

この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月八日）から施行する。
総務大臣 山本 早苗
国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣臨時代理 内閣総理大臣 菅 義偉

御 名 御 璽

平成二十九年七月七日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 菅 義偉

政令第百八十九号

過労死等防止対策推進協議会令の一部を改正する政令
内閣は、過労死等防止対策推進法（平成二十六年法律第百号）第十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。
過労死等防止対策推進協議会令（平成二十六年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。
第五条中「総務課」を「労働条件政策課」に改める。

附 則

この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

府 令

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣臨時代理 内閣総理大臣 菅 義偉

○内閣府令第三十九号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）及び農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十八号）の施行に伴い、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成二十九年七月七日
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 菅 義偉

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

Table with 2 columns: 改正後 (Corrected) and 改正前 (Original). Both columns contain Article 1 regarding the recognition of regional regeneration plans, with specific changes to the application process and criteria.

九 削除

十 法第五条第四項第九号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ 法第五条第四項第九号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ 法第五条第四項第九号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

十一 法第五条第四項第十号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている構造改革特別区域計画

十二 法第五条第四項第十一号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている中心市街地活性化基本計画

十三 法第五条第四項第十二号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている地域経済牽引事業促進基本計画

十四 〔略〕

九 法第五条第四項第九号の事項を記載している場合には、遊休工場用地等（同号に規定する遊休工場用地等をいう。以下この号において同じ。）をその工業等導入地区（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百二十二号）第五条第三項第一号に規定する工業等導入地区をいう。以下この号において同じ。）の区域に含む実施計画（同条第一項に規定する実施計画をいう。以下この号において同じ。）並びに当該実施計画に定められた工業等導入地区の区域及び遊休工場用地等を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

十 法第五条第四項第十号の事項を記載している場合には、次に掲げる図書

イ 法第五条第四項第十号に規定する事業のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

ロ 法第五条第四項第十号に規定する事業のおおむねの区域が、国の施行又は国の補助に係る土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあっては、当該土地改良事業の施行者の名称、施行面積及び実施期間を説明した資料

十一 法第五条第四項第十一号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている構造改革特別区域計画

十二 法第五条第四項第十二号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている中心市街地活性化基本計画

十三 法第五条第四項第十三号の事項を記載している場合には、同号の規定により作成されている産業集積形成等基本計画

十四 〔同上〕

十五 法第五条第八項の規定により地域再生協議会（法第十二条第一項に規定する地域再生協議会をいう。以下同じ。）における協議をした場合には、当該協議の概要

十六 〔略〕

2 別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

〔一・二 略〕

三 次条第一項第十六号の事項を記載している場合には、補助金等交付財産（法第五条第四項第十三号に規定する補助金等交付財産をいう。次条第一項第十六号において同じ。）の所在を表示した図面（地域再生計画の記載事項）

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔一・十 略〕

十一 削除

十二 法第五条第四項第九号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

十三 法第五条第四項第十号の事項を記載する場合には、前条第一項第十一号の規定により内閣総理大臣に提出される構造改革特別区域計画の名称及び当該構造改革特別区域計画を作成した者の名称並びに当該構造改革特別区域計画に記載されている法第五条第四項第十号に規定する特定事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

十五 法第五条第九項の規定により地域再生協議会（法第十二条第一項に規定する地域再生協議会をいう。以下同じ。）における協議をした場合には、当該協議の概要

十六 〔同上〕

2 別記様式第一による申請書には、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる図書を添付するよう努めるものとする。

〔一・二 同上〕

三 次条第一項第十六号の事項を記載している場合には、補助金等交付財産（法第五条第四項第十四号に規定する補助金等交付財産をいう。次条第一項第十六号において同じ。）の所在を表示した図面（地域再生計画の記載事項）

第二条 法第五条第三項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

〔一・十 同上〕

十一 法第五条第四項第九号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による同号に規定する農村地域における安定した雇用機会の確保に資する程度

十二 法第五条第四項第十号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業を実施する者の名称

十三 法第五条第四項第十一号の事項を記載する場合には、前条第一項第十一号の規定により内閣総理大臣に提出される構造改革特別区域計画の名称及び当該構造改革特別区域計画を作成した者の名称並びに当該構造改革特別区域計画に記載されている法第五条第四項第十一号に規定する特定事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>十四 法第五条第四項第十一号の事項を記載する場合には、前条第一項第十二号の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基本計画の名称及び当該中心市街地活性化基本計画を作成した者の名称並びに当該中心市街地活性化基本計画に記載されている法第五条第四項第十一号に規定する事業及び措置の内容並びに当該事業及び措置の実施による地域における就業の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度</p> <p>十五 法第五条第四項第十二号の事項を記載する場合には、前条第一項第十三号の規定により内閣総理大臣に提出される地域経済牽引事業促進基本計画の名称及び当該地域経済牽引事業促進基本計画を作成した者の名称並びに当該地域経済牽引事業促進基本計画に記載されている法第五条第四項第十二号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の創出又は経済基盤の強化に資する程度</p> <p>十六 法第五条第四項第十三号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項</p> <p>十七 「略」</p> <p>〔254 略〕</p> <p>第九條 削除</p>	<p>十四 法第五条第四項第十二号の事項を記載する場合には、前条第一項第十二号の規定により内閣総理大臣に提出される中心市街地活性化基本計画の名称及び当該中心市街地活性化基本計画を作成した者の名称並びに当該中心市街地活性化基本計画に記載されている法第五条第四項第十二号に規定する事業及び措置の内容並びに当該事業及び措置の実施による地域における就業の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資する程度</p> <p>十五 法第五条第四項第十三号の事項を記載する場合には、前条第一項第十三号の規定により内閣総理大臣に提出される産業集積形成等基本計画の名称及び当該産業集積形成等基本計画を作成した者の名称並びに当該産業集積形成等基本計画に記載されている法第五条第四項第十三号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による地域における就業の創出又は経済基盤の強化に資する程度</p> <p>十六 法第五条第四項第十四号の事項を記載する場合には、補助金等交付財産の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省の名称、補助金等交付財産の処分方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項</p> <p>十七 「同上」</p> <p>〔254 同上〕</p> <p>第九條 法第五条第四項第九号の内閣府令で定める期間は、五年とする。</p>
---	---	---

<p>附則 この府令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第一条第一項第十三号の改正規定中「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に改める部分及び第二条第一項第十五号の改正規定中「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に改める部分は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p>	<p>附則 この府令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第一条第一項第十三号の改正規定中「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に改める部分及び第二条第一項第十五号の改正規定中「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に改める部分は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p>	<p>附則 この府令は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第一条第一項第十三号の改正規定中「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に改める部分及び第二条第一項第十五号の改正規定中「産業集積形成等基本計画」を「地域経済牽引事業促進基本計画」に改める部分は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。</p>
<p>省 令</p>	<p>省 令</p>	<p>省 令</p>
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>	<p>改正前</p>
<p>第四十五条 情報流通高度化推進室並びに企画官及び新事業支援推進官</p>	<p>第四十五条 情報流通高度化推進室及び情報セキュリティ対策室並びに企画官及び新事業支援推進官</p>	<p>第四十五条 情報流通高度化推進室及び情報セキュリティ対策室並びに企画官及び新事業支援推進官</p>

○内閣府令第一号
原子力規制委員会規則第一号
原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十五号）の一部の施行に伴い、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。
平成二十九年七月七日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉
原子力規制委員会委員長 田中 俊一
原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令（平成二十四年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。
第二条第四項中「第五十六条の三第一項」を「第五十七条第一項」に改める。
附則
この命令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年七月十日）から施行する。

○総務省令第四十七号
総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）及び総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）を実施するため、総務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十九年七月七日
総務大臣 山本 早苗
総務省組織規則の一部を改正する省令
総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。